五霞インターチェンジからの距離

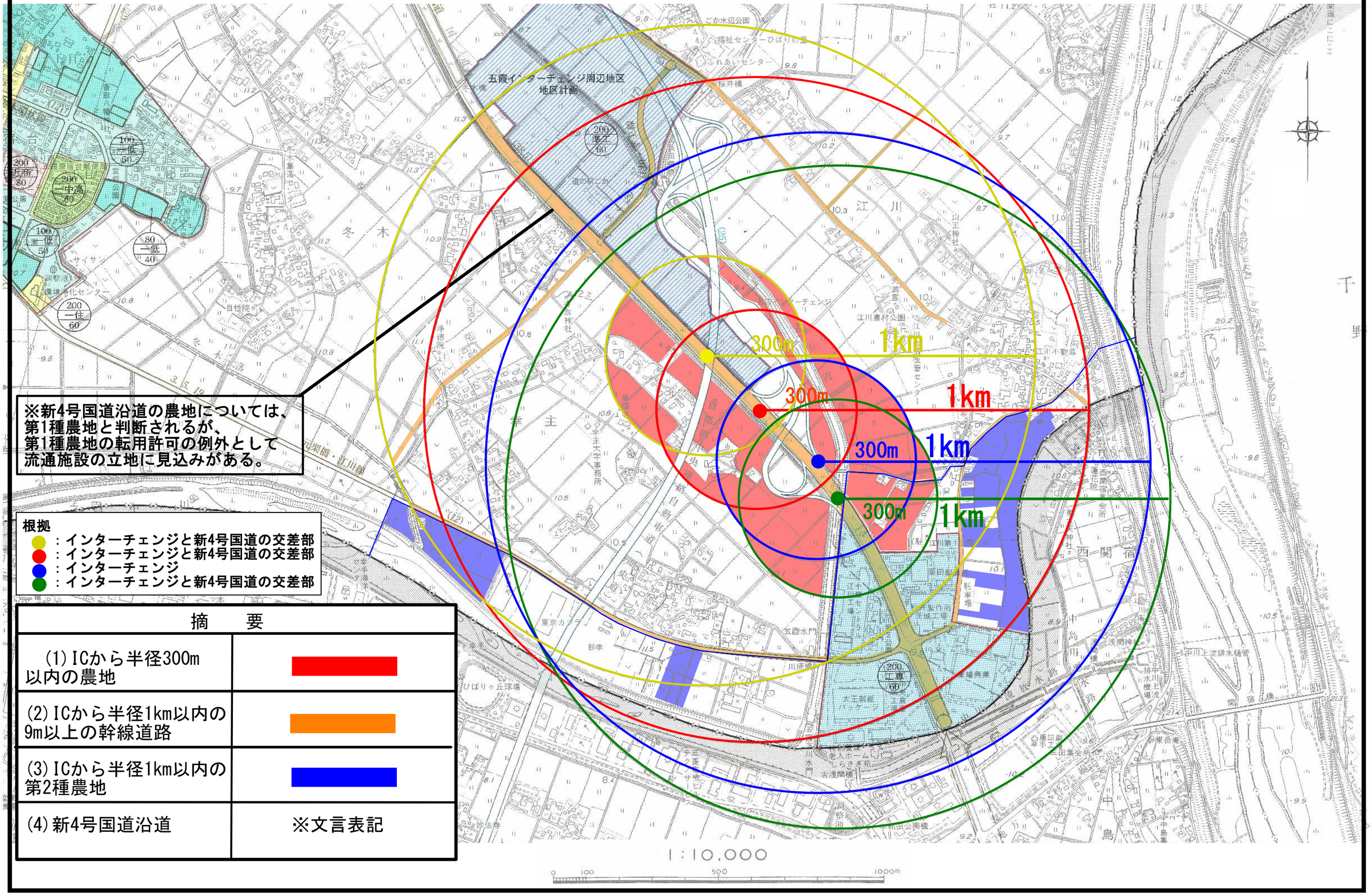

※新4号国道沿道の農地については、
第1種農地と判断されるが、
第1種農地の転用許可の例外として
流通施設の立地に見込みがある。

根拠
- ：インターチェンジと新4号国道の交差部
- ：インターチェンジと新4号国道の交差部
- ：インターチェンジ
- ：インターチェンジと新4号国道の交差部

摘　　要	
(1) ICから半径300m以内の農地	
(2) ICから半径1km以内の9m以上の幹線道路	
(3) ICから半径1km以内の第2種農地	
(4) 新4号国道沿道	※文言表記